

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	岡田 真弓
主論文題名：				
イスラエル国における考古遺産マネジメントのあり方とその歴史の変遷				
(内容の要約)				
<p>本論文は、イスラエル国における文化遺産、とりわけ考古遺産のマネジメントについて、その特徴と歴史の変遷を総合的に解明することを目的としたものである。</p> <p>イスラエル国は、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖地とされており、さまざまな思想や信仰を持った人々が生活している。また、シオニズムという民族主義的な思想のもと、現イスラエル国が建国された経緯があるため、各思想の歴史的根拠となる歴史解釈・歴史表象にあたる考古学研究や文化遺産マネジメントには、こうしたイデオロギーが強く反映されていると指摘されてきた。すなわち、古代イスラエル王国の歴史を「聖書考古学」を通して示すことで、この地に関するイスラエル人の権利を主張しようとしてきたと批判されるのである。しかし、先行研究の多くは、限られた遺跡のみを対象として考古学や文化遺産マネジメントの偏向性を指摘しているなど検証が不十分なため、それが同国における遺跡マネジメントの全体的な性格を反映しているのかどうかを的確に示しているとは言えない。</p> <p>そこで本論文は、同国の文化遺産マネジメントの特徴と歴史的全体像を、制度と実態の両面から悉皆的に分析し、これまでしばしば印象論で語られてきた議論をデータに基づいて実証的に再検討することを試みた。また、文化遺産マネジメントの主体にも注目し、イスラエル政府主導の事例と非政府団体主導の事例を比較・検討することで、イスラエル建国以来実施されてきた当国の文化遺産マネジメントを包括的に理解することを目指した。</p> <p>本論文は、全V部十章から構成される。</p> <p>第I部「序章」の第一章「本研究の概要」第一節では、本論文の目的がイスラエル国の文化遺産マネジメントの特徴と歴史の変遷を解明することにあることを述べている。第二節では、本研究のキーワードである文化遺産について、「遺産化」という視点から整理している。山（2009年）が提示した「遺跡化」の理論を応用し、本論文では本来過去の痕跡である遺跡に対して、現代の文脈から価値を付与して、遺跡を現代に生きる人々にとっても価値のあるものに変容させることを「遺産化」と呼ぶこととしている。本論</p>				

文では、イスラエル国における遺産化に関する法制度および遺産化の実態が議論の中心となるため、この視点を理解することは重要である。また、本節ではイスラエル国における文化遺産の定義を、2003年にイスラエル古物局 Israel Antiquities Authority が作成した『建造物の遺産保全に関する指針 Policy for the Conservation of the Built Heritage』をもとに確認している。指針には、イスラエルにおける文化遺産は「遺物・遺跡、水中遺跡、廃墟、歴史的建造物、歴史的建造物群、歴史時代の集落・都市・公園、古代の農耕地、そして文化的景観（第1章第1節）」を含むと同時に、「イスラエルの文化的多様性と豊かさの表れ」で、「社会的結束を生み出す」ものでもあり、「独特なイスラエルの経験とアイデンティティを表す有形の考古学的・歴史的証拠（前文）」という今日的意義を持つと記されている。第三節では、本論文で実施する分析対象とその手法を述べ、第四節では本論文の構成を記している。

第II部「本研究の背景と先行研究再考」では、本論文の前提として、第二章「文化遺産の定義の歴史の変遷」で通時的な文化遺産の定義、第三章「イスラエル社会の重層性」でイスラエル社会の概要とその重層性の歴史的背景をふりかえった。

第二章では、本論のテーマとなる文化遺産の定義の歴史の変遷をあきらかにした。歴史的には、既に紀元後1世紀から地域内にある古物を取集し、保管するという行為が認められている。しかし、少なくとも16世紀まで、そうした行為は権威者の権威発揚のためのものであり、市民あるいは人類にとって価値のある文化財を保護するという意識のもと実施されたものではなかった。17世紀以降、国家が国内外にその国の権威を示すために、文化財を用いるようになると、文化財に関わる利害関係者に市民が含まれるようになる。そして、フランス革命によってもたらされた市民意識の台頭は、文化財を公共財へと拡大させるきっかけにもなった。そして20世紀に入ると、それまで各国の裁量に任されていた文化財保護が、国際社会が取り組むべき課題として扱われるようになる。とくに、第二次世界大戦後に生まれた文化遺産マネジメントにおける国際協力という流れは、最終的に1972年の『世界遺産条約』という形で結実する。しかし、世界遺産制度は、文化遺産が「顕著な普遍的価値 Outstanding Universal Value（以後、OUV）」を有していることを前提とするため、次のような批判を浴びている。まず、OUVの価値基準が西欧思想に偏向したものであるため、世界遺産に登録される文化遺産に不均衡性が認められるという指摘である。また、外交政策的側面を持つ世界遺産制度では、各国の外交状況が文化遺産保護の協力体制に影響を与えることがしばしばある。第六章で詳述しているが、イスラエル国とパレスチナ自治政府の間でも、両国の不安定な外交関係に起因する諸問題が文化遺産保護に影響を及ぼしている。

第三章では、イスラエルの文化遺産研究の特徴である多様な利害関係者を理解するために、イスラエル社会を構成する市民について論じている。イスラエル社会を構成する市民の複雑性は、

ユダヤ民族の歴史的経験とイスラエル国家の存立に起因している。ユダヤ民族の歴史的経験とは、すなわちディアスポラとなったユダヤ教徒たちが 20 世紀初頭から湧き上がる民族主義の潮流に乗り、自らを「世俗（シオニズム）国家イスラエルの国民」と再定義したことを指す。この歴史的経験の結果、ユダヤ民族という点は共通するものの、信仰の強さ、出自、言語が異なる多民族から構成される市民社会を生み出した。対して、イスラエル国家の存立に起因する複雑性とは、イスラエルの国家領域に内包されているパレスチナ人と深く関連している。第二次世界大戦後に、国連によって政治的に、後にイスラエル対アラブ諸国の軍事的手段によって決められたイスラエルとパレスチナの境界線はいまだに大きな禍根となって、両者の間に立ちはだかつていない。とくに、ユダヤ教徒とイスラム教徒にとっての聖地であるエルサレムの帰属をめぐることは、ユネスコの世界遺産委員会も巻き込んだ事態に発展している。

第四章「イスラエル国の文化遺産マネジメントに関する先行研究」では、パレスチナ地域とイスラエル国で実施されてきた文化遺産マネジメントに関する先行研究を再考している。再考に際して、考古学・文化遺産の政治利用（本章第一節）、宗教と文化遺産（本章第二節）、観光と文化遺産（本章第三節）、それぞれについて論点を整理し、先行研究における課題点を洗い出している。考古学・文化遺産の政治利用を扱った先行研究の問題点の一つとして、議論で取り上げられる事例が偏っていることが指摘できる。論考の多くが、そうした現象が起きた建国直後から 1970 年代くらいまでを対象として展開されている。そして、その根拠としている事例がマサダ遺跡、ベト・アルファ遺跡、そしてエルサレムにおける発掘調査といった限られたものであることが指摘できる。また他の問題としては、本来は別の行為である発掘調査と文化遺産マネジメントが密接な関係を持ちながら理解されてきたことが看取できる。遺産化の過程で遺跡に付与される（今日的）価値には、しばしば考古学者が提示した学術的評価が強く反映される。たとえば、メギド遺跡、ハツォル遺跡、ゲゼル遺跡そしてダン遺跡などは、聖書に描かれたイスラエル王による統治の痕跡を色濃く残す遺跡という考古学評価が与えられ、それは遺跡の保存計画や遺跡を活かした観光にも強い影響を与えたと理解されている。ただし、第二章で確認したとおり、文化遺産の定義はその時々で変化していくものであり、学術的要因のみがそのあり方に影響を与えているとは限らない。上記の課題を踏まえつつ、本論文は、これまでイスラエル文化遺産研究で論じられてこなかった遺跡の遺産化について取り上げることで、イスラエル国における文化遺産、とくに遺跡のマネジメントの特徴とその歴史的全体像を解明する。個別事例による帰納的な推察に終わらないために、イスラエル国の文化遺産の中核を担ってきた国立公園制度の枠組みで実施された遺跡のマネジメントについて、法制史に関する分析と実際の遺産化に関する分析を行う。

第Ⅲ部「イスラエルの文化遺産マネジメント制度の変遷」では、一つ目の分析として、イスラ

エル国の文化遺産マネジメントに係る制度を規定する法律を検討し、その特徴と歴史の変遷を抽出している。第五章「イスラエル国の文化遺産マネジメントの歴史」では、オスマン帝国末から現在に至るまでに、パレスチナ地域／イスラエル国で実施された文化財保護に係る法制史を通時的に整理しながら、とくに画期となった法律や出来事について論じている。文化財政策の歴史の変遷を理解するため、『古物条例第 51 号 Antiquities Ordinance No.51 1929』、『古物条例 Antiquities Ordinance from the Law of Palestine 1934』、『古物規則 Antiquities (Enclosures) Rules 1959』、『イスラエル古物法 Israel Antiquities Law 1978』の条文を用いた。

19 世紀末からこれまでにパレスチナ地域／イスラエル国で実施された法制度を振り返ると、以下の点を特徴として述べることができよう。まず、イギリスの委任統治から始まった政府主導による発掘調査や文化遺産マネジメントは、学術的関心とは異なる次のような誘発因子があった。イギリス委任統治政府古物局長に就任した J. ガースタングや占領地担当局長らは、多民族・多宗教社会である占領地の発掘調査とその保存・整備を進めることで、当該地域の統一的な歴史観や文化観を創出することを目指した。また、多民族・多宗教が混在する西洋にとってのオリエンタリズムを湛えた観光地づくりは、イスラエルの新たな産業としてユダヤ人にもアラブ人にも受け入れられていった。こうした傾向は、意識的にか無意識的にか、1948 年以降実施されるイスラエル政府による文化遺産マネジメントにも引き継がれることになる。イスラエル自然・公園局 Israel Nature and Parks Authority (以後、INPA) の前身である歴史・考古・宗教遺跡改善委員会と景観及び史跡開発局 (以後、史跡開発局) の活動目的は、観光開発に適した史跡の選定と整備であったが、遺跡の整備は経済発展に寄与するためだけのものではなかった。それは、建国直後に建築家 A. シャロンによって提案された国土開発計画「シャロン計画」に述べられた遺跡の役割、すなわち国民が土地との結びつきを再確認するための媒体という側面も十分に重視されていたのである。1954 年から史跡開発局を中心に実施された荒廃した遺跡の整備事業は、最終的に 33 ヶ所で実施され、観光資源として活用するだけでなく、イスラエル国の文化政策の要の一つと位置づけられていた。時をほぼ同じくして、イスラエル国内では自然保護に対する意識が広まりつつあった。とくに、イスラエル国で最も歴史のある環境保護団体の一つであるイスラエル自然保護協会 Society for Protection of Nature in Israel は、「遺跡整備」という名で進みつつある国立公園設置計画を開発行為とみなし、政府に対して大規模な国立公園建設をやめるよう求めていた。最終的に、「開発」と「保全」をそれぞれ司る国立公園局と自然保護局が『1963 年国立公園・自然保護区法 National Parks and Nature Reserves Law 1963』という一つの法制度の中で、運営されていくことになった。第三次中東戦争後、東エルサレム、ヨルダン川西岸、ゴラン高原がイスラエル領となったことや、超正統派ユダヤ教徒たちの発言権が増したことにより、考古学を巡る状況も変化した。最終的に、1978 年にイスラエル独自の文化財保

護に関する法律が立法される結果となった。このようにイスラエル国としての文化財に係る法制度が整備された一方で、1980年代は各地で都市の再開発事業が進んだことで、地域独自の文化遺産マネジメントが進んだ。こうした動きは、政府主導であった国立公園制度の法改正にも反映されていった。

第六章「イスラエル国の文化遺産マネジメントと国際社会」では、その後のイスラエル国の文化遺産マネジメントに大きな関わりを持つようになる国際関係、とくに世界遺産制度への参加およびパレスチナ自治区の現状について整理している。イスラエルは1999年に『世界遺産条約』を締結してから、積極的に世界遺産の登録数を伸ばしてきている。それは、国内の文化遺産マネジメントが十分に整備されていたという背景があるからこそである。しかしながら、イスラエルが加盟前に懸念していた、ユネスコによるエルサレムおよびパレスチナ自治区の管理権に関する政治介入が起きているのもまた事実である。つまり、イスラエル国が文化遺産マネジメントを通じた国際協力に関与すればするほど、パレスチナ自治政府との政治的摩擦が浮き彫りになるのである。それは、イスラエル国とパレスチナ自治政府がエルサレムという未だ帰属が明確でない場所を登録推薦暫定リストに含めているからだけではない。イスラエル国の登録推薦暫定リストには、パレスチナ自治区にある物件が含まれ、パレスチナ自治政府が提出している登録推薦暫定リストには、イスラエルの国立公園として管理されている物件が含まれているのである。また、過去にイスラエル国側がパレスチナ自治区で記録した調査資料や出土遺物などの管理権がイスラエル国・パレスチナ自治政府どちらに属するののかも論点となるであろう。

第七章「国立公園制度に係る法制史」では、第五章、第六章を背景として、とくにイスラエル国の文化遺産マネジメントの中でも、政府主導で遺跡の遺産化が行われている国立公園制度を規定する法制史について考察する。INPAは1964年に設立され、その後の同国における文化遺産マネジメントの中核をになうこととなった。本章で研究対象となる法律は、『国立公園・自然保護区法（1963年）National Parks and Nature Reserves Law 1963』、『国立公園・自然保護区・国立史跡・記念史跡法（1992年）National Parks, Nature Reserves, National Sites and Memorial Sites Law 1992』、『国立公園・自然保護区・国立史跡・記念史跡法（1998年）National Parks, Nature Reserves, National Sites and Memorial Sites Law 1998』の三つ、およびこれらの修正や追加細則である。これらの法律の条文に示される国立公園と自然保護区が保護すべき文化遺産の定義とそのマネジメントのあり方を中心について考察する。具体的には、本章第二節では国立公園・自然保護区・国立史跡・記念史跡の「定義」、第三節では、国立公園と自然保護区の「指定に係る宣言とその手続き」、法令に則り国立公園と自然保

護区を管理・運営する INPA の「役割と機能」、そして INPA の付属機関である「評議会と総会」の条文について取り上げ、過去三回の法改正における変化を辿る。

過去三回発行された法律の条文を比較すると、国立公園と自然保護区をめぐる制度において、次の点を変化として捉えることができる。第一に、遺跡のみが文化遺産マネジメントの対象となっていたが、次第に自然環境も保護の対象に加えられ、遺跡保存の際にも参加型余暇の施設と組み合わせた形で保存・活用されるようになったことが読み取れる。これは、建国当初、社会に広く浸透していた宗教的背景や古代史から自分たちのアイデンティティを確立しようとする思想に加え、環境保護に対する関心や現世主義的価値観の高まりが反映されていると言える。第二点目は、国立公園と自然保護区指定に係る手続きにおいて地方自治体の権限が増したことや、1998 年に INPA の運営方針に多大な権限を持つ総会が半官半民で構成されていることからわかるように、イスラエル国の文化遺産マネジメントの権限が分散化していった点である。そのため、各地域の歴史的な特色を活かした文化遺産マネジメントを独自展開する地域も現れた。こうした思想的・社会的変化は、国立公園制度のなかに新しい文化遺産の概念を生み出しただけでなく、ユダヤ民族基金やイスラエル史跡保存協会のような非政府団体による文化遺産マネジメントを促進することにつながっていった。第三点目は、『国立公園・自然保護区法（1963 年）』では保護の対象になっていなかった近代の歴史事象や物質文化も、文化遺産やレクリエーションの場として評価され、国立公園・自然保護区の枠組みの中に組み込まれた点である。とくに 1980 年代以降、世俗的（シオニズム）国家イスラエルの建国史に関わる文化遺産を保存する動きが各地でおこり、イスラエル国が近代シオニズムによって建設されたことを強調するようになってきていることが関係していると考えられる。

第 IV 部「遺跡の遺産化の実態」では、イスラエル国における文化遺産マネジメントの実態を扱っている。第 III 部において抽出された制度上の特徴と変化が、遺跡保存と展示の実態にどう反映されているかを考察するための章である。

第八章「イスラエル政府主導による遺跡の遺産化」では、実際に国立公園制度の枠組みで保護された遺跡を対象として、遺跡の遺産化の実態とその特徴について考察している。そのため、国立公園で保護されるべき文化遺産として選定された遺跡の特徴の抽出（第二節、第三節）と、国立公園・自然保護区内で展示される時代と遺構の特徴の抽出（第四節）という二つの分析を行っている。

本章第二節では、まず国立公園制度の制定前（1954 年と 1955 年）にイスラエル政府

が「国立」の遺産を決めるために行った遺跡選定について考察する。第五章で整理したように、1954年から1955年は、イスラエル国の文化遺産マネジメントの黎明期と言うことができる。国内の観光整備の潮流の中で、INPAの前身となった史跡開発局は、国内にある遺跡の中から観光地となり得る遺跡を選定し、整備した。本節の分析対象は、史跡開発局が整備に着手した33ヶ所の遺跡とし、当時どのような特徴を持つ遺跡が文化遺産として選定される傾向にあったのかを考察する。遺跡の特徴を、展示されている遺構の時代を指標として表現するため、類型項目を設定した。類型項目の設定は、考古学的な時代区分だけではなく、遺跡を展示するときには指標となりうる宗教や王国といった主題も参考にした。

分析の結果、歴史・考古・宗教遺跡改善委員会と史跡開発局が整備を手掛けた遺跡は、時代別でみると、ヘレニズム・ローマ時代に属するものが最も多い（全体の40%）ことがわかった。この結果は、1950年代の遺跡マネジメントの目的が観光開発を主眼にしていたことから支持できる。すでに地上に露出しているものも多く、石造りの壮麗なローマ都市およびキリスト教都市が含まれるこの時代は、観光資源として開発しやすい遺跡であったことは容易に推察できる。次いで、中期青銅器時代から鉄器時代までを含む聖書時代が高い割合であった。背景には、当時の首相であったベングリオンが聖書に強い関心を抱いていたこと、当時の遺跡踏査や発掘担当者が、聖書のテキストと考古学の結びつきを強く意識した人物であったことが、聖書時代の割合が比較的高いことに関係している可能性がある。

本章第三節では、1964年から2014年までにINPAが国立公園あるいは自然保護区に指定し、かつ入場料が設定されている40ヶ所の遺跡を対象として行う。分析方法は、第二節と同様、類型項目を使用し、40ヶ所の遺跡の特徴を解明している。

1964年以降INPAが手掛けた全遺跡の中で、もっとも遺跡数が多かった時代は、ヘレニズム・ローマ時代である。しかし、歴史・考古・宗教遺跡改善委員会と史跡開発局の場合ほど顕著に多いわけではなく、二番目に多い聖書時代、三番目に多いビザンツ時代とは一遺跡ずつの差しかない。換言すれば、1964年以降INPAによって整備された遺跡は、聖書時代からビザンツ時代にかけての広い時代幅の中で、様々な種類の遺構が含まれていたということになる。全体の8割以上の遺跡が、この三時代のほぼ均等に属しているということは、すなわち、特定の時代やテーマに偏った文化遺産マネジメントが行われていなかった可能性を示唆している。この傾向は、1990年代以降のイスラエルでは、むしろ観光資源としての遺跡、あるいは社会の公共財産であり教育的娯楽としての遺跡という捉え方ができるとキルブルーが指摘しているが、その傾向はその後も変わらず続

いているということが伺える (Killebrew 2011)。INPA の前身である歴史・考古・宗教遺跡改善委員会と史跡開発局が 1954 年と 1955 年に着手した遺跡の中で、その後 INPA によって国立公園ないし自然保護区に指定されたのは、33 遺跡のうち 18 遺跡である。将来的な国の観光資源になる可能性を期待されて整備された遺跡で、結果的に国立公園・自然保護区の枠組みでマネジメントされなかった場所には、それぞれ聖書記述や口承伝承が根拠となっていたものの、考古学的な根拠がない場所やユダヤ教 (民族) にとって重要な人物の墓が含まれている。

第四節の一つ目の分析は、調査された際に発掘された文化層と国立公園あるいは自然保護区に指定されてマネジメントされた後に保存・展示された「層位」の比較である。二つ目の分析は、調査された際に発掘された遺構と国立公園あるいは自然保護区に指定されてマネジメントされた後に保存・展示された「遺構」の比較である。二つの分析を通じて、調査された際に発掘された状態がどのように「遺産化」されたのかを明らかにする。

発掘された文化層と展示された文化層の比較の分析からは、次の点を指摘することができる。発掘された層位としては、ローマ時代が最も多く、次いでビザンツ時代となっている。このことは、第二節で歴史・考古・宗教遺跡改善委員会、史跡開発局、そして INPA が整備を行った遺跡の特徴からも既にあきらかになっている。次に保存された層位を見てみると、発掘された層位と同様にローマ時代が最も多く、次いでビザンツ時代となっている。ローマ時代とビザンツ時代の発掘された層位と保存された層位の総数を比較してみると、発掘された層位のほとんどが展示されたことが読み取れる。

発掘された遺構と展示された遺構の比較の分析からは、国立公園／自然保護区の中にある遺跡でもっとも発掘された遺構が防御施設 (城壁、城門、要塞) であることが分かった。次いで、高い割合を占めている遺構は宗教遺構 (神殿、キリスト教教会堂、シナゴグ、モスク)、僅差で公共施設 (水利施設、劇場、公共施設、墓) となっている。保存・展示された遺構は、発掘された遺構同様、防御施設が最も多く、つづいて宗教施設、公共施設となっており、ほぼ発掘された遺構数と同じである。この結果から、INPA は国立公園ないし自然保護区において遺跡を整備する際に、発掘された遺構を可能な限り原状維持のまま国立公園と自然保護区に組み込んでいったと推察することができる。

第九章「非政府団体主導による文化遺産マネジメント」では、非政府団体であるユダヤ民族基金、イスラエル史跡保存協会、西壁遺産財団、フランシスコ修道会の四団体が主体となって実施されている文化遺産マネジメントの事例を取り上げ、それぞれの組織の性格、マネジメントしている文化遺産の内訳と性格、マネジメント手法の違いを論じている。各団体が文化遺産マネジメントに着手した背景、マネジメント対象、文化遺産

の運営方法などは異なるものの、国の法制度などに拠らずに各団体が掲げる主義主張に基づいて文化遺産マネジメントを実施している点は共通している。ユダヤ民族基金の文化遺産マネジメントのあり方は、INPA のそれに比較的近く、歴史的、文化的、環境的に価値のある遺産を保護しつつ、それらを公共財として活かすために、トレイルなどを配した空間づくりを行っている、一方、イスラエル史跡保存協会、西壁財団、フランシスコ修道会は、対象とする文化遺産のマネジメントを通じてパレスチナ地域の過去と現在の継続性を主張している。イスラエル政府による文化遺産マネジメントの方針とは一線を画す非政府団体による活動は、結果的に多様な視点から当地の文化遺産が後世に継承される現在の状況を作り出しているといえる。

第V部「終章」の第十章「結論」では、上記の分析から得られたイスラエル国における文化遺産の保護・活用のあり方と歴史的変遷についての結論が記されている。すなわち、本論文から得られた主たる論点は、次の三点である。

- (1) イスラエル政府主導の文化遺産マネジメントは、その法制史と実態の総合的な分析に基づく、これまでしばしば指摘されてきたように、かならずしも一面的に自国のアイデンティティを聖書の歴史記述と関連づけるようなものではなかったことがあきらかとなった。むしろ 1950 年代に開始された文化遺産マネジメントの根底には、民族的・宗教的イデオロギーとは別に、観光産業開発といった当時の社会的ニーズも大きな意味を持っていた。このことは、残存状態の良いヘレニズム・ローマ時代の遺跡や観光資源として見栄えがする都市遺跡が積極的にマネジメント対象となってきた傾向からも追認することができる。
- (2) イスラエル国で実施されてきた文化遺産マネジメントのあり方は、時間の流れとともに大きく変化したことも示された。イスラエル政府主導のもと、国立公園制度で遺産化された遺跡は、郷土学習のための歴史資源として保存される形から、自然環境保護や参加型余暇に資する形で保存されるようになってきた。また、『イスラエル古物法（1978 年）』が定める文化財の定義から外れた、いわゆる近代遺産への関心の高まりも認められた。とくに 1980 年代以降は、世俗（シオニズム）国家イスラエルの建国史を保存する動きが各地でおこり、聖書にもとづく古代国家史よりも、近代国家建国史を各地で強調するようになってきている。さらに同時期から始まった各都市の再開発に伴い、それまで中央政府が担ってきた文化財行政の責務を地方政府も負うことになり、各地域の歴史の特色を活かした文化遺産マネジメントを独自展開する地域も現れた。こうした社会における思想的

な変化や文化財保護制度の変革は、国立公園制度の中に新しい文化遺産の概念を誕生させただけでなく、ユダヤ民族基金やイスラエル史跡保存協会のような非政府団体による文化遺産マネジメントを促進させた。

- (3) さらに本論文は、政府主導の文化遺産マネジメントだけでなく、非政府団体による文化遺産マネジメントもイスラエルで実施されていることを指摘している。これらは、ともすると特定のイデオロギーに偏った文化遺産マネジメントになりかねない危険性をはらんでおり、実際、西壁遺産財団やダビデの町財団は、そのような批判を浴びている。しかし、イスラエル政府主導による文化遺産マネジメントとそれらが並列して認められることによって、結果的に、多様な視点からイスラエル国の文化遺産が後世に継承されることを可能にしている面もある。こうした特定の主義主張を実現させるための文化遺産マネジメントは、世界遺産制度などの前提となる多文化主義とはたしかに一線を画するものである。イスラエル政府も、世界遺産型の文化遺産マネジメントに舵を切りつつあるのに対し、西壁遺産財団等はその真逆を突き進んでいるともいえる。しかし、イスラエル国には思想や宗教が大きく異なる人々が多数存在しているのであり、このような相異なる文化遺産保存のあり方が併存する事例は、「誰のための文化遺産か」という文化遺産研究が向き合う問いに対して、新たな一石を投じるものである。

まとめると、本論文では政府主導型と非政府団体主導型の代表的な事例を研究対象とし、法制度とマネジメントの実態の両面から考察することで、イスラエル国で実施されてきた文化遺産マネジメントの特徴と歴史的な全体像を明らかにすることができた。時代ごとの文化遺産マネジメントの方針は、基本的には法制度によって形作られたものの、同時にその時々の考古学研究者の関心、各遺構の特徴、発掘調査・文化財保護の実施体制等に加え、観光資源開発、市民の考古学への関心、そして国際社会における文化遺産マネジメントの潮流に影響を受けながら形成されていった。すなわち、イスラエル政府主導による文化遺産マネジメントは先行研究で指摘されてきたような一面的なイデオロギーに基づいたものではなかったこと、また、時代ごとに思想や社会の要請を反映して変化してきたものであることが明白になった。これはイスラエルに限らず、どの地域においても、特定のイデオロギーと実際の文化遺産マネジメントを結びつける時には、個別の事象だけではなく、その全体像を分析しなければならないことを示した点で意味があるであろう。

本研究は、イスラエル国の文化遺産マネジメントの中軸を担ってきた INPA を中心的に取り上げ、一応の結論に到達した。しかし、本テーマをより大局的に理解するためには、その他の様々な文化遺産マネジメントの利害関係者に関する事例研究が必要であり、筆者は今後もそうしたテーマに取り組んでいく所存である。たとえば、本論文でもたびたび 1980 年代以降に地方都市の再開発に伴って増加してきたと指摘された地方政府主導の文化遺産マネジメントについてである。とくにエルサレム、テルアビブ、アッコなどの都市は、地域の特色ともいえるほど、独自の考古遺産マネジメントを展開している。また、イスラエル建国の礎となった入植者集団が作った共同体であるキブツにおけるそれも考察すべき論点を多く含んでいる。シオニズム思想のもと入植してきたキブツ住民たちの土地に対する想いは強い。キブツによる地域密着型文化遺産マネジメントを明らかにすることは、イスラエル国独特の文化遺産マネジメントの主体のあり方を浮き彫りにしてくれるであろう。

また、主に批判的、理論的視座から導き出された本研究を机上の空論で終わらせず、実践面に反映させる努力もパブリック考古学を研究する者として心にとどめておく必要がある。本研究で解明されたイスラエル国における文化遺産マネジメントの諸問題は、程度の差はあれ、その他の地域でも抱えている課題である。今後は、本研究の成果を他地域における文化遺産研究マネジメントにも当てはめて検討していきたい。

[引用文献]

山 秦幸 2009: 「遺跡化の理論: 歴史のリアリティーをめぐって」 土生田純之(編)『文化遺産と現代』同成社, 77-107.

Killebrew, A. E. 2011: "Who Owns the Past," in R. Boytner et al. (eds.): *Controlling the Past, Owning the Future: The Political Uses of Archaeology in the Middle East*, Tuscon: The University of Arizona Press.